

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
基本施策22 多様な働く場の確保						
(1)就業対策の充実						
高年齢者就業機会確保事業			働く意欲を持つ高年齢者の就業推進のため、国と連携してシルバー人材センターに補助金を交付し、新たな職域拡大による高年齢者の活躍の場を創出する。	R2以前～ R10以降	5,339	商工労働課
地域職業相談室管理事業			公共職業安定所の再編に係る代替措置として国(ハローワーク宇部)と市が共同して平成21年度から地域職業相談室を設置している。令和6年度からLABVプロジェクトにより整備された「Aスクエア」内で業務を行う。	R2以前～ R10以降	6,296	商工労働課
就業対策促進事業			市、ハローワーク及び商工会議所が連携し、市内の企業に特化した就職面接会を実施することで、市内企業の雇用核を支援し、若者の地元定着を目指す。	R2以前～ R10以降	91	商工労働課
雇用開発支援事業(サポート事業)			平成27年度から国の施策として、シルバー人材センターが人手不足分野や育児、介護等の現役世代を支える分野での高齢者の就業を促進する人材派遣事業を実施している。高齢者の新たな働く場の創出のため実施される当該事業へ補助金を交付し、高齢者の活躍の場の拡大を目指している。	R2以前～ R10以降	3,300	商工労働課
(2)職業能力の開発向上						
雇用能力開発支援センター施設維持管理事業			地域に開かれた職業教育・職業訓練の場として、利用者・利用団体のニーズに対応する施設としての体制整備及び環境整備を行う。	R2以前～ R10以降	9,713	商工労働課
(3)勤労者福祉の推進						
労働会館管理運営事業			勤労者及び市民の福祉の増進に資する施設として利用促進を図る。 指定管理者制度を活用し、施設の運営・管理を行う。	R2以前～ R10以降	7,890	商工労働課
勤労福祉推進事業			中小企業の勤労者に対する共済制度や金融制度の普及・拡大を促進するとともに、勤労者団体の支援等を行い、勤労者の福祉の推進を図る。	R2以前～ R10以降	3,487	商工労働課
労働福祉金融制度事業(離職者緊急対策資金貸付制度)			離職者等の生活安定と福祉の向上を図るため、県の貸付制度と協調し、金融機関が貸付を行う。また、制度の啓発を行うとともに、原資を金融機関に預託する。	R2以前～ R10以降	1,080	商工労働課
労働会館整備事業			労働会館を適切に使用するため、必要な改修等を行う。令和6年度は、大ホール照明の取替及び外灯工事、高圧ケーブルの取替工事を行う。	R6～ R11以降	5,216	商工労働課
基本施策22 企業立地の推進						
(1)企業誘致の推進						
企業誘致推進事業	3-(4)		小野田・楠企業団地への新規誘致や内発促進に努め、市内事業所の増加を図り、市勢の発展へ寄与する。 手法として、企業訪問による優遇制度の紹介、山口県企業誘致推進連絡協議会との連携、融資制度の設定などにより、事業の推進に努める。	R2以前～ R10以降	11,243	商工労働課
工場設置奨励金等交付事業	3-(4)		厳しい都市間競争の中で企業誘致を進めるため、工場設置奨励金による優遇措置(工場設置奨励金、雇用奨励金、用地取得奨励金、従業員住宅新設奨励金)を特典とし、企業誘致活動を展開する。	R2以前～ R10以降	263,605	商工労働課
(3)立地基盤の整備						
企業団地維持管理事業			企業団地内の行政財産(公園、道路、水路等)を適正に管理することにより、既存企業のアフターケアに繋げていく。	R2以前～ R10以降	3,260	商工労働課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
土地開発公社利子補給事業			小野田・楠企業団地造成事業の4割を山陽小野田市土地開発公社が金融機関からの借入により負担しており、市は協定に基づき毎年発生する借入利息を補給している。	R2以前～ R7	307	商工労働課
小野田・楠企業団地インフラ等整備事業			企業が工業団地等に進出する際には、産業基盤整備のニーズが強い。そのため、そのニーズに応えるための立地基盤の促進に努めるものである。	R2以前～ R7	50,384	商工労働課
工業用水道施設整備事業			老朽化した工業用水道施設の更新	R1以前～ R9以降	3,140	水道局
基本施策23 商工業の振興						
(1) 商業振興支援の充実						
商店街等活性化事業			商店街等の活性化を図るため、共同施設(街路灯、アーケード等)の整備やイベント開催に対して補助金の交付を行う。	R2以前～ R10以降	3,630	商工労働課
空き店舗等利活用支援事業	3-(4)		市内の指定地区において、空き店舗を活用して事業をする者(既存事業者、新規起業者等)に対して、当該店舗において事業を開始するための「リニューアルの費用」の一部を補助する。 令和6年度より、指定地区の一部(旧セメント町商店街周辺)について、補助金の上限額の引き上げを行い、中心市街地の活性化を図る。	R2以前～ R10以降	3,000	商工労働課
商工会議所運営事業(小野田商工会議所・山陽商工会議所)			市内の商工業の振興と地域経済の活性化を図るため、商工会議所の運営経費等の一部を補助する。	R2以前～ R10以降	7,623	商工労働課
創業支援事業	3-(4)		「山陽小野田市創業支援等事業計画」に基づき、創業を希望する方への個別相談、会計処理相談などの各種相談会、短期の集中セミナー(起業塾)等を実施する。また、市内で創業を希望する方を対象に、おのだサンパーク内の店舗スペースを一定期間提供する「チャレンジショップ」を実施する。 創業後の伴走支援として、「山陽小野田市創業支援等事業計画」に基づく特定創業支援事業を受けた事業者に対し、補助金を交付する。創業後、1年経過したことを交付要件とし、1年度につき10万円、3年間交付する。	R2以前～ R10以降	5,148	商工労働課
山口東京理科大学学生定住促進事業	3-(1)		山口東京理科大学には市内からの進学はもとより市外、県外から多くの学生が入学してくることから、本市の住民基本台帳に登録されている山口東京理科大学の学生に対して、インセンティブとして「住まいる奨励金」を支給し、本市への定住を促進させるとともに商業振興を図る。交付業務は公立大学法人山口東京理科大学に委託する。	R2以前～ R10以降	6,865	商工労働課
商工会議所運営事業(臨時)			LABVプロジェクトにより整備された「アスクエア」を市民等の交流の拠点とし、にぎわいの創出を図るため、施設の一部に市民等が誰でも利用できるネットブースやフリーカウンター等を設置する。	R6～ R10以降	2,484	商工労働課
(2) 中小企業支援の充実						
中小企業相談所補助事業			既存企業の経営体質強化のため、国・県や商工会議所と連携して、中小企業相談所(両商工会議所内に設置)による講習会の開催、経営診断、巡回指導等を実施する。	R2以前～ R10以降	2,646	商工労働課
商工業振興事業			経済団体を支援することで、本市産業・経済を活性化させるとともに、中小企業者の健全な発展と育成を支援する。	R2以前～ R10以降	55	商工労働課
中小企業振興推進事業	3-(4)		平成27年6月に制定した「山陽小野田市中小企業振興条例」に基づき、各種中小企業振興事業を推進する。KPIなどを活用し、進捗状況を検証していく。	R2以前～ R10以降	235	商工労働課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
中小企業振興資金等融資 事業			中小企業者等を対象とした低利で有利な融資制度の整備を行うとともに、制度の啓発に努める。また、当該融資制度の利用に際し、保証料を市が全額補給するなど中小企業者にとって利用しやすいものとしている。 融資制度の実施に関して、金融機関への預託金が必要である。	R2以前～ R10以降	186,000	商工労働課
基本施策24 農林水産業の推進						
(1)経営体の育成・確保及び経営基盤の強化						
農業委員会事務			農地法等に基づく許認可事務のほか、農地等の利用の最適化の推進(担い手への集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進)に積極的に取り組む。後継者の育成、農業者年金の普及等も積極的に推進する。年に一度の農業委員会だよりの発行などの情報提供活動を行い、農業情勢に対する農業者の意識の高揚を図る。農業委員研修を行い、識見の向上に努める。	R1以前～ R9以降	12,682	農業委員会 事務局
農地利用最適化推進事業			農地利用最適化推進委員が農業委員と連携し、農地等の利用の最適化の推進(担い手への集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進)に積極的に取り組む。	R1以前～ R9以降	8,582	農業委員会 事務局
経営所得安定対策事業			経営所得安定対策事業の実施に必要な現場における推進活動や要件確認等の事務に対する補助金。	R2以前～ R10以降	1,170	農林水産課
農業改良普及等事業			宇部地区農業改良普及協議会への負担金。宇部地区農業改良普及協議会は山陽小野田市、宇部市、JA山口県が参加し、農業改良普及事業を行う他、農村青年、農業研究団体、生活改善グループ等の育成等を行う。	R2以前～ R10以降	264	農林水産課
やまぐち農林振興公社支 援事業			やまぐち農林振興公社に対する賛助会費。 当公社は就農・就業の相談窓口であり、様々な支援策等を紹介し、相談から定着までの一貫した支援を市やJA等関係団体と連携して行っており、本市の青年等就農計画認定委員会の委員であり、青年等就農計画の認定を行う。また農地中管理機構として農地の集積等の業務も行う。	R2以前～ R10以降	131	農林水産課
農業管理センター運営支 援事業			農業管理センター運営に要する人件費への補助金。農業管理センターは、山陽地区に設置されており、直接農業者の窓口となるだけでなく、市、農業委員会、県、国、JA等の関係機関が定期的に担い手の育成・確保、農業生産組織の育成等について協議している。	R2以前～ R10以降	496	農林水産課
農地中間管理機構事業			農業従事者の高齢化が急速に進展する中、持続可能な農業の実現のため、農地中間管理機構を活用し、担い手への農地集積と集約化を図る。「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」において令和5年度末を目標に担い手への集積率を概ね70%とすることとしているため、集積目標は70%(担い手人数R10年度 70人)とする。	R2以前～ R9以降	450	農林水産課
担い手支援事業			担い手の育成・確保を図るため経営発展を目指す認定農業者の農業用機械・施設の導入経費の一部を支援する。 ○補助対象 農産物の生産、農業経営の開始または改善に必要な機械(10万円以上)・施設の取得に要する経費 ○補助金額 事業費の1/2 上限機械50万円・施設100万円(5年間の認定期間中に1回限り)	R2～ R9以降	5,000	農林水産課
6次産業化・農商工連携 支援事業	3-(4)		農林水産業従事者の高齢化が進む中で、担い手や労働力の確保が益々困難になると予想される中、農林水産業が発展していくためには、「売れる商品づくり」が必要であり、現代のニーズに合った商品開発や適切な販路開拓が課題となっている。しかし、農林水産業者は家族経営や小規模な企業が多く、消費者ニーズを踏まえた取組を単独で実施することは難しい。そこで、市内農林水産物を使用した、真に売れる新商品開発など、販路拡大までの総合的な支援を行うことで、成功事例を創出し、農林水産業全体の発展に寄与する。	R3～ R10以降	5,000	農林水産課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
地域計画策定推進緊急対策事業			地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿や農地利用者を明確化した地域計画の策定に取り組む。 (1)集落・地域における協議の開催 (2)将来の農地利用の姿等の検討・作成 (3)関係者への意見聴取 (4)地域計画の策定 (5)周知・フォローアップ等	R5～ R6	430	農林水産課
農業次世代人材投資事業			次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金(経営開始型(5年以内))を交付する。 なお、令和4年度に新規就農者育成総合対策(経営開始資金)が創設され、令和4年度から認定新規就農者として認定された者から適用される。	R2以前～ R8	1,350	農林水産課
新規就農・就業者定着支援事業			新規就農者を雇用又は、構成員として受け入れた法人が、国の農の雇用事業を2年間活用した後に継続して雇用等を行う場合、単県事業で最長3年間の支援を行なう。 なお、雇用就農資金を活用している法人については、最長5年間の支援を行なう。	R2以前～ R9以降	2,800	農林水産課
新規就業者等産地拡大促進事業			市が主体となって策定する「産地パッケージ計画」に基づき、新規就業者の受入支援及び生産力の強化のための機械の導入、施設の整備にかかる経費について支援する。	R2以前～		農林水産課
新規就農者支援事業	3-(4)		経営の不安定な就農初期段階の新規就農者に対し、農業用機械又は施設等の整備に要する経費の一部を補助し、経営の安定化及び次世代を担う農業者を確保・育成することを目的とする。	R1以前～ R9以降	1,788	農林水産課
家畜診療体制運営支援事業			主に家畜診療業務を行い、定期的な予防注射の接種を実施するなど適切な診療に努めている。また、飼養管理指導や家畜導入時の検査等も実施している。	R2以前～ R10以降	1,541	農林水産課
中部地区家畜保健衛生推進協議会支援事業			協議会をとおして、家畜法定伝染病及び伝染性疾病的の発生予防とまん延防止に対する協力。家畜の改良増殖、受胎率の向上を図るための協力。環境保全対策や担い手支援対策。耕作放棄地の保全対策として山口型放牧の推進。	R2以前～ R10以降	44	農林水産課
酪農振興補助事業			乳牛の資質の向上と酪農経営の安定を図る。	R2以前～ R10以降	112	農林水産課
市有林整備事業			多面的機能を有する森林を、無秩序な伐採や開発、荒廃から守り、長期的な視点にたった適切な森林の取扱いを推進する。間伐については本数率にして30%以上、樹冠疎密度が間伐後5年で8/10以上となるように実施。間伐回数2～5回。 【補助率 標準補助単価*4/10*査定係数】	R2以前～ R10以降	3,000	農林水産課
森林経営管理事業			森林経営管理法に基づき、私有人工林における森林経営の意向調査を行い、森林所有者自らが経営管理を実行できない森林を市が経営管理の委託を受け、森林経営に適した森林は意欲と能力のある林業経営体に経営管理の再委託を行う。市が経営管理の委託を受けた森林の内、自然的条件に照らして林業経営に適さない森林や再委託に至るまでの森林は市が間伐等の経営管理を実施する。 また森林環境整備基金からの繰入金を財源に、民有林の整備環境促進、荒廃抑制を目的に林道及び作業道の路網整備を実施する。	R2以前～ R10以降	13,500	農林水産課
森林環境譲与税事業			パリ協定の枠組みの下において、温室効果ガス排出削減目標の達成、災害防止を図るための国からの譲与税を森林整備や森林整備の促進に関する財源を基金により積み立てする。	R2以前～ R10以降	13,500	農林水産課
山口県林業協会支援事業			森林整備事業の推進のため、山口県林業協会へ会員登録する。(県内全市町が登録)	R2以前～ R10以降	26	農林水産課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
山口流域林業活性化センター支援事業			山口・美祿農林事務所管内の区域における地域林業の活性化のため、木材生産、流通、加工体制の整備、林業労働力の育成確保、及び高性能林業機械の導入等、並びに森林の多様な利用について総合的かつ一体的に推進するため、センターに負担金を支払う。	R2以前～ R10以降	82	農林水産課
林業研究グループ支援事業			林業従事者等で結成する林業研究グループの活動を支援する。林業技術・経営の研究改善により林業経営の向上を目的とし、自主活動を実施。また、都市部の市民との交流事業や小学生対象の森林学習体験などを展開している。	R2以前～ R10以降	72	農林水産課
繁殖保護事業			水産物の安定供給の充実、漁獲高の向上を図るために種苗等の放流を実施する組織に対し、補助を行う。	R2以前～ R10以降	280	農林水産課
種苗放流等支援事業			宇部・小野田・山陽地域栽培漁業推進協議会が実施するクルマエビ・ガザミの種苗を放流する中間育成事業等の負担金であり、水産資源の回復及び水産物の安定供給の確保、さらに漁家経営の安定を図る。	R2以前～ R10以降	1,650	農林水産課
内水面繁殖保護事業			鮎・ウナギ・モクズガニ等の種苗購入費の一部を予算内で補助し、定期的な稚魚の放流を行うことで厚狭川の水産資源の回復を図る。	R2以前～ R10以降	220	農林水産課
漁業近代化資金利子補給事業			漁業者等へ漁業近代化資金を融資した当該金融機関に対して、市が利子補給を行うことで、漁業近代化資金の円滑な利用を促す。	R4～ R10以降	17	農林水産課

(2)生産基盤の整備

機構集積支援事業(農地利用状況調査等)			農地法の規定に基づき、年1回、市内全域の農地利用状況調査を実施する。調査の結果、遊休農地と判定された農地には、耕作放棄地再生事業や耕作希望者への斡旋を行う。利用意向調査を行い、農地中間管理機構等への集積支援など、遊休農地の減少に向けた対策を講じる。	R1以前～ R9以降	457	農業委員会事務局
機構集積支援事業(農地台帳整備)			令和5年度からは、農地利用状況調査でタブレット端末を活用することにより、自動的に農地台帳システムに反映される。当該システムは、事務局及び分局で閲覧、情報の入力・修正などができ、農政部局との農地情報の共有化を図る。また、県等に報告する遊休農地の措置に関する調査も農地台帳を基に作成される。さらに農業委員会サポートシステムを介して全国農地ナビに農地情報を提供し、公表する。	R1以前～ R9以降	ゼロ予算	農業委員会事務局
県営農業競争力強化基盤整備事業(王喜東地区)			農地の大区画化及び農業水利施設の整備を実施し、農地集積・集約化を図ることを目的として、山陽小野田市植生地区10haを含む54haの農用地について、下関王喜東地区として区画整理を実施する。 (総事業費1,700,000千円うち担金総額314.814千円)	R2以前～ R8	6,289	農林水産課
県営経営体育成基盤整備事業(郡・川東地区)			郡・川東地区では、ほ場整備されていないことで、作業効率や生産性が低い状況にある。そこで、水田の区画整理や水路、農道などの農業生産基盤整備を行い、効率かつ安定的な農業経営の確立を目指す。併せて、ほ場整備により、地域農業の中心的役割を担う経営体(担い手)に農地の利用集積を進め、担い手が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を図る。 (整備予定面積:約26ha)	R3以前～ R11以降	12,000	農林水産課
土地改良区等推進補助事業			土地改良区等が維持管理している排水機場等の土地改良施設の適正な運転を行うための維持管理費の助成、事業償還金補助を行う。高千帆土地改良区・後潟土地改良区・南高泊干拓農協・古開作土地改良区・山陽土地改良区・厚狭寝太郎堰土地改良区が対象。償還金については、平成31年度に後潟土地改良区及び山陽土地改良区、令和2年度に古開作土地改良区、令和4年度に高千帆土地改良区が終了した。	R3以前～ R11以降	25,373	農林水産課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
小規模土地改良助成事業			地元から要望等のあった農業用施設の改修等について、単県事業等の要件に合わないものについて市の単独事業として実施する。また、要望件数が多い場合には、全ての事業実施が困難であるため緊急性等を考慮して実施箇所を選定して行う。	R3以前～ R11以降	8,500	農林水産課
小規模土地改良助成事業 (追加)			地元から要望等のあった農業用施設の改修等について、単県事業等の要件に合わないものについて市の単独事業として実施する。また、要望件数の増加等により翌年度以降に繰り越される事業が増加していることから、予算を増額し繰越件数の減少を目指す。	R3以前～ R11以降	1,500	農林水産課
単市土地改良整備事業			簡易な補修整備等、国や県の補助事業の要件を満たさない事業を実施することで農業施設等の整備を行う。	R3以前～ R11以降	5,780	農林水産課
土地改良事業団体連合会 支援事業			県内の土地改良事業を推進するために土地改良法第111条の3により、昭和33年に公法人として「山口県土地改良事業団体連合会」が設立された。県内のすべての市町が会員となって、国・県の補助を受けて土地改良施設維持管理適正化事業等を行う。	R3以前～ R11以降	808	農林水産課
石井手頭首工改修事業 (県営防災減災事業・河川 応急)			石井手頭首工は、昭和42年に農業用水の取水堰として築造されて以後40年が経過しており、扉体の劣化・漏水に加え、ゲート操作が不完全な状態にある。洪水時にはすぐに倒伏しなければ通水断面が不足し、周辺地域に湛水被害が及ぶと想定される。また、再び起立しない状態となれば、営農への影響が懸念される。(国55%、県37%、市4.8%、地元3.2%)総事業費482,000千円	R3以前～ R7	2,016	農林水産課
危険ため池改修事業	1-(2)		市内には、危険ため池に指定されたため池が5箇所あるが、これらのため池については、堤体からの漏水等が確認されており、十分な安全性が確保されていない状態にある。危険ため池については、営農の確保並びに災害の未然防止を図るため、順次、改修していく。	R3以前～ R11以降	4,000	農林水産課
防災重点ため池等廃止事業	1-(2)		防災重点ため池は、下流域に人家・公共施設等があるため池について山口県が指定した。決壊時には甚大な被害が発生するため、使用されていないため池については廃止するように位置付けられている。市内には、防災重点ため池に指定されたため池が93箇所ある。これらの中に農業施設として不要になった農業用ため池の維持管理等が充分に行われておらず、安全性が確保されていない状態のため、災害の未然防止を図るために順次、廃止(切開)工事していく。	R3以前～ R11以降	8,300	農林水産課
積算システム保守事業			土地改良事業、災害復旧事業の工事発注の際に、山口県農業農村整備事業積算システム(エスティマ)を使用し積算を行っている。山口県土地改良事業団体連合会と委託契約し保守管理業務を行っている。	R2以前～ R10以降	415	農林水産課
地方卸売市場管理事業			令和4年度より民間会社にて市場施設を貸し付け、民間会社による市場運営を行っていることにより、市は市場の施設整備及び維持管理のみを行う。	R1以前～ R9以降	338	農林水産課
市有林・林道管理事業			林業作業の公道として適切な維持管理を行い、災害防止や土砂流出防止等の役割を果たす。また、市有林地の巡視、危険木伐倒除去を行い市有林の整備を行う。	R2以前～ R10以降	1,374	農林水産課
森林災害対策事業			市有林造林地等における台風被害や山火事等による損害に対応するための保険に加入する。	R2以前～ R10以降	521	農林水産課
有害鳥獣捕獲事業			農作物に被害を与える有害鳥獣の捕獲を促進するため捕獲業務委託を行う。近年、特にイノシシによる被害が多発しており、その対応を山口県猟友会小野田地区、山陽地区に委託する。	R2以前～ R10以降	917	農林水産課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
有害鳥獣捕獲奨励事業			農林水産物等への被害軽減を目的に有害鳥獣の捕獲を奨励するため、山陽小野田市有害鳥獣対策協議会を事業実施主体とし、有害鳥獣を山陽小野田市内で適法に捕獲し、その確認資料を提出した者に対し補助金を交付する。 また、令和4年度から近年増加しているヌートリアについても対象とし、被害防止に努める。	R2以前～ R10以降	1,315	農林水産課
有害鳥獣防護柵等設置事業			山林の荒廃がすすむ中、有害鳥獣による農作物被害が増加し、それを防止・減少させるための補助事業。特に、イノシシの被害が多発しており、また民家等にまで出没していることから早急な対応が必要であるため、集落等に対して予算の範囲内で補助する。	R2以前～ R10以降	1,500	農林水産課
有害鳥獣対策協議会支援事業			鳥獣による農林水産物等への被害の軽減に資するため、山陽小野田市有害鳥獣対策協議会の運営費の一部又は全部について、予算の範囲内で補助する。	R2以前～ R10以降	27	農林水産課
有害鳥獣捕獲奨励事業 (臨時分)			増え続ける有害鳥獣による農作物被害防止を目的に捕獲奨励のため、令和元年度からイノシシの捕獲奨励金単価の引き上げを行った。さらには、近年増加しているヌートリアの捕獲に対しても奨励金の対象とし、被害防止に努めている。また、被害防止計画の捕獲計画数を達成できるよう見直しを行いながら捕獲を奨励していく。	R2以前～ R10以降	1,797	農林水産課
有害鳥獣捕獲事業(臨時)			農作物に被害を与える有害鳥獣の捕獲を促進するため捕獲業務を山口県猟友会小野田地区、山陽地区に委託しているが、近年、イノシシによる被害が多発しており、市街地で有害鳥獣の出没情報が多発している。それに伴い、捕獲事業での現地確認やわな設置、見回りの回数も増加するため、出勤回数等に見合った委託料とし、有害鳥獣捕獲事業の円滑な推進を図る。	R5～ R10以降	200	農林水産課
有害鳥獣対策協議会支援事業(臨時)			鳥獣による農林水産物等への被害の軽減に資するため、山陽小野田市有害鳥獣対策協議会の運営費について補助しているが、被害防止計画に基づいてICTわなを購入(国交付金事業)することに伴い通信料を支払う必要がある。また、有害鳥獣捕獲時の止め刺し用備品の充実が必要であるため、協議会補助金を増額し、鳥獣被害対策を推進していく。	R5～ R10以降	118	農林水産課
埴生漁港整備事業			漁船の大型化に伴う休憩、陸揚げ施設の不足、用地不足及び干潮時の水深不足による出漁制限等の作業環境の向上のため、漁港の外郭施設、係留施設、水域施設及び用地を整備する。	R2以前～ R10以降	20,552	農林水産課
漁港施設管理事業			市内の漁港について、維持管理を行う。	R2以前～ R10以降	600	農林水産課
(3)需要に応える生産力の強化						
地産地消推進補助事業			旬菜惑星推進協議会は、生産者、流通、加工関係者、消費者等が連携した地産地消の推進や、流通販売の活性化を通じた地域農産物の生産・需要拡大を図るために設置された組織。JA、県、市場、企業がこれを推進している。	R2以前～ R10以降	300	農林水産課
農林水産まつり補助事業			農業・林業・漁業の第一次産業が全て参加するイベント。安全・安心な農産物が求められる中、地元農水産物を知ってもらい、地産地消を推進するための絶好の機会である。	R2以前～ R10以降	150	農林水産課
食品加工指導推進補助事業			平成18年に旧市町の生活改善実行グループ連絡協議会が合併し、山陽小野田市生活改善実行グループとなる。現在、会員は21名。農業の担い手との交流や地産地消の推進、地場産農産物を利用した特産品の開発等による地域農業の活性化を図る。	R2以前～ R10以降	18	農林水産課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
野菜価格安定化事業			指定野菜の価格が著しく低落了した場合に、生産者補給金を交付することにより、野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和し、次期作の確保と、消費者への野菜の安定的な供給を図る。	R2以前～ R10以降	50	農林水産課
魚食普及推進協議会支援事業			地区の魚食普及推進協議会の上部組織山口県水産物消費拡大運動推進協議会への負担金の一部を市が負担する。これにより、市内小中学校の給食材料(水産物)の一部を県協議会が負担する。	R2以前～ R10以降	23	農林水産課
(4)地域ブランドの推進						
圏域内道の駅等連携農林水産物販路拡大プロジェクト			圏域内にある道の駅等の施設に連携市町の特産品コーナーを設置するとともに各施設で行うイベントの情報提供や広報誌等の配布により、圏内農林水産物の積極的なPR活動を展開し、圏域内での新たな販路の確保・拡大に取り組む。	R2以前～ R10以降	50	農林水産課
基本施策25 観光・交流の振興						
(1)観光・交流資源の整備・充実						
観光資源整備事業			標高324mの松嶽山は、展望台から厚狭市街・竜王山・瀬戸内海までの雄大な眺望が得られるとともに、近くには県指定文化財の「銅鐘」を擁している。これら観光資源への良好なアクセスを維持し、私有地(正法寺所有)を展望台用地として開放することで、魅力ある観光地づくりの推進に努め、観光客の増加を図る。	R2以前～ R10以降	414	シティセールス課
きらら交流館再整備事業			きらら交流館は、『焼野海岸・竜王山のフィールド活動の魅力を最大化する、「体験・活動拠点」』、『市民の心身ともに健康な暮らしをサポートする、「生活・交流拠点」』をコンセプトとして、リニューアルすることとしています。リニューアルに当たっては設計段階から指定管理者のアイデアを活かすため、指定管理候補者を先行して選定しました。令和6年度は、指定管理候補者及び設計業者とで基本設計・実施設計の完成を目指します。	R2以前～ R10以降	44,434	シティセールス課
産業観光振興事業			宇部市・美祢市とともに産業観光推進協議会を組織し、本市内で催行する産業観光バスツアーについて、企画・運営することにより、交流人口の増加を図る。また、ツアー中に必ずお土産品店を訪問するなど、産業観光のみならず本市内での観光消費額の増加につながるよう工夫する。	R2以前～ R10以降	600	シティセールス課
山口県央連携都市圏域事業			7市町(本市、山口市、宇部市、萩市、防府市、美祢市、津和野町)で構成する山口県央連携都市圏域においては、圏域が目指す将来像を「互いの個性と魅力を高め、交流や雇用が生まれ、あらゆる地域に定住できる連携都市圏域」に向けて、令和4年度からの5年間の取組を「第2期山口県央連携都市圏域ビジョン」としており、この中で掲げられた4つの重点プロジェクトの一つである「観光地域づくり」を推進していく。「観光地域づくり」における今年度の取組では、「圏域内交流の更なる促進に向けた取組」として、山口ゆめ回廊博覧会を通じて築いたまち歩き観光のコンテンツや受入体制を生かした圏域版マイクロツーリズムの取組を実施し、圏域内の周遊促進を図る。また、昨年度に実施した「山口ゆめ回廊圏域住民周遊促進事業」を令和6年度も継続して実施する。	R4～ R10以降	2,304	シティセールス課
山陽小野田名産品活用促進事業			山陽小野田観光協会に補助金を交付し、同協会内に設置している山陽小野田名産品推進協議会を通じ、名産品フェアの開催や関西山口県同郷会での広報宣伝活動を行い、名産品の認知度向上及び販路拡大を図る。また、新たな名産品の発掘や認定に取り組むことで、名産品の認知度向上及び販路拡大を目指す。	R2以前～ R10以降	451	シティセールス課
きららビーチ焼野管理事業			きららビーチ焼野の維持管理については山口県より市に管理委託されている。現在は市から指定管理者に管理委託している。この施設が安全かつ適正に管理されることで、安心かつ快適に利用できる。	R2以前～ R10以降	238	土木課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
(2) 情報発信・誘客体制の強化・充実						
国際観光推進事業			山口県国際観光推進協議会(構成/国、県、市町、県観光連盟等62団体・企業)と連携することにより、国外に向けて戦略的な情報発信を行い、外国人観光客の誘致を図る。	R2以前～ R10以降	200	シティセールス課
観光宣伝タイアップ事業			山口県観光連盟と連携することにより、県内及び全国に向けて効果的な広報活動を行い、本市への観光振興を図る。 当該連盟では、県の新たな観光振興計画である「新たな観光県やまぐち創造プラン」に基づき、新たなニーズを捉えた持続可能な観光地域づくりに取り組むとともに、観光客の心をつかむ戦略的なプロモーションを展開していく。	R2以前～ R10以降	850	シティセールス課
観光プロモーション事業	3-(1)		当該事業は、観光パンフレット及び観光マップ、WEBサイト及びSNS等の情報発信の媒体の中から、目的に応じ、より効果的な手法を選択した上で、本市を知ってもらい、観光誘客に繋げ、観光消費額の増加を図るものである。 令和6年度の取組は、次のとおりである。 ①山陽小野田観光協会に補助金を交付し、R4年度に引き続き、同協会インスタグラムを活用した「インスタグラムハッシュタグキャンペーン」を実施し、本市を知ってもらい、来訪を促すことに加え、今後の情報発信の強化を図る。 ②観光PR冊子を作成し、観光誘客の促進を図る。	R2以前～ R10以降	600	シティセールス課
観光物産宣伝事業			山口県物産協会(構成/市町、商工会議所、民間企業等282会員)と連携することにより、県内及び全国に向けて効果的な広報活動を行い、新たな販路拡大と市のPRを推進する。 山口県内で生産される物産の紹介、宣伝、斡旋等により本県物産の需要拡大を図るとともに品質の向上と新製品の開発を推進し、県産業の振興に寄与することを目的として各種事業を展開していく。	R2以前～ R10以降	12	シティセールス課
ゴルフ場PR事業			当該事業では、本市における観光資源の1つである「ゴルフ場」にスポットを当て、本市を「ゴルフのまち」としてPRすることにより、本市の認知度向上及び誘客促進を図ることを目的とする。 令和6年度は、インバウンド需要を取り込むために、令和5年度に作成したパンフレットの翻訳版を作成し、旅行会社との商談会等においてPR媒体として活用し、海外からの観光誘客を図る。	R5～ R10以降	1,000	シティセールス課
観光協会運営支援事業			観光に関わる様々な人材が所属する山陽小野田観光協会の運営を経費的・人的に支援することを通じ、交流人口の増加を促し、観光振興を図る。 当該観光協会公式ホームページの充実を図るとともに、インスタグラム等のSNSを活用した効果的な情報発信に努め、市内への誘客促進を図っていく。	R2以前～ R10以降	2,332	シティセールス課
観光誘客宣伝事業			山陽小野田観光協会の情報発信経費について補助金を交付し、観光協会ホームページやSNS(フェイスブック、インスタグラム等)を活用した観光情報の発信や、県外イベントや旅行会社への売り込みに参加することに加え、観光パンフレットやノベルティグッズを作成し、イベント参加者に対し配布することで本市の観光資源の認知度向上を図り、交流人口を増加させる。	R2以前～ R10以降	600	シティセールス課
観光ボランティアガイド活動支援事業		スマイル エイジン グ	山陽小野田観光協会において、観光ガイド団体が実施する事業に対し、助成金を交付し、活動を支援する。 ガイド派遣事業では、他市町とのガイド料の均衡を図るため、ツアーを受け入れた場合のガイド料の一部を補助する。 ガイド育成事業では、研修会の開催に要する事業費の一部を補助することで、観光客等へのポスビタリティ向上を図る。	R2以前～ R10以降	100	シティセールス課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
ゆめ散歩プログラム持続 的实施事業			令和3年度の山口県央連携都市圏域(7市町)周遊型イベント「山口ゆめ回廊博覧会」では、山陽小野田市主体事業として、ゆめ散歩造成事業(6プログラム)及び地域資源活用事業(2プログラム)を造成した。 これらのプログラムは、地域資源を組み合わせた魅力的なものであり、交流人口の増加を図ることができるため、山陽小野田観光協会の主催事業「スマイルゆめ散歩」として実施する。	R4～ R6	98	シティセールス課